

意見書第2号

自衛官の恩給制度の創設・処遇改善を求める意見書

自衛官は、我が国の平和と独立を守り、国民の生命、身体及び財産を守るという重大な使命を担っている。さらに、近年頻発する自然災害への対応、国際平和協力活動等においても、その活動は国民生活を支える重要な役割を果たしている。

一方、自衛官には、その職務の特殊性及び精強性を維持する必要性から、一般の国家公務員とは異なる若年定年制が設けられている。多くの自衛官は50歳代半ば以降に退職することとなり、その後、年金の本格的な受給開始までの期間において、再就職等によって生活基盤を確保する必要がある。

国においては、こうした若年定年制に伴う不利益を補うため、若年定年退職者給付金制度や再就職支援制度の整備・拡充が進められている。令和7年版防衛白書においても、若年定年の自衛官が65歳まで安心して社会で活躍できるよう、再就職支援の充実や若年定年退職者給付金の給付水準の引上げが示されている。

また、令和8年には、防衛省において若年定年退職者給付金の給付水準の引上げ等を含む人的基盤の強化が進められている。

しかしながら、自衛官の職務は、常に生命・身体への危険を伴う任務に従事することがあり、災害派遣等においても過酷な環境の下で活動するなど、その責任と負担は極めて大きい。また、若年での定年退職を余儀なくされることは、その後の職業生活や老後の生活設計にも大きな影響を及ぼすものである。

国家の安全と国民の安心を支える自衛官が、現役時代はもとより退職後においても安心して生活できる制度を整えることは、優秀な人材の確保と自衛隊の人的基盤の強化という観点からも極めて重要である。

よって、国においては、自衛官の特殊性、危険性、若年定年制等を十分に考慮し、次の事項について早急に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 自衛官の職務の特殊性及び若年定年制を踏まえ、現行の退職給付制度を抜本的に見直し、自衛官にふさわしい新たな恩給制度の創設について検討すること。
- 2 恩給制度の創設に至るまでの間、若年定年退職者給付金について、物価・賃金の動向、退職後の生活実態等を踏まえ、給付水準のさらなる引上げを図ること。
- 3 自衛官が退職後、年金受給開始年齢まで安心して生活できるよう、再就職支援、職業訓練及び就業機会の確保について、国の責任において一層充実させること。
- 4 自衛官の退職後の生活設計に大きな影響を及ぼす年金、退職手当及び各種給付について、制度間の整合性を図り、長期的かつ安定した生活保障を確立すること。
- 5 長年にわたり国の安全と国民の生命・財産を守る任務に従事してきた自衛官及びその遺族に対し、その功績と負担にふさわしい処遇が確保されるよう、必要な制度の整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和8年9月29日

内閣総理大臣	}	殿
防衛大臣		
総務大臣		
財務大臣		

兵庫県たつの市議会議長 楠 明 廣